墨田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

# 改 正 案

現行

(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)

第4条 法第3条第2項の規定による条例で 定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の 営業者が講じなければならない措置の基準 は、次のとおりとする。

### ~ 「略〕

タオル、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者 1 人ごとに消毒した清潔なもの<u>(かみそりを除く。)</u>を貸与するときは、この限りでない。

### • 〔略〕

<u>貯湯槽</u>を使用するときは、次の措置を 講ずること。

ア 貯湯槽内部の汚れ等の状況について 随時点検し、墨田区規則(以下「規則」 という。)で定めるところにより、定 期的に清掃及び消毒を<u>行い、ぬめり等</u> の汚れを除去すること。

### イ 〔略〕

ろ過器等を使用して浴槽水を循環させ るときは、次の措置を講ずること。

# ア~ウ 〔略〕

エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、<u>規則で定めるところにより消毒を行い</u>、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

### オ 〔略〕

\_\_\_\_\_ 調節槽を使用するときは、調節槽内部 の汚れ等の状況について随時点検し、規 則で定めるところにより、定期的に清掃 及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去 すること。

[略]

[同左] 第4条 [同左]

<u>手拭い</u>、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者1人ごとに消毒した清潔なものを貸与するときは、この限りでない。

## • 〔略〕

温泉法(昭和23年法律第125号) 第2条第1項の温泉を貯留する貯湯槽 (以下「貯湯槽」という。) を使用する ときは、次の措置を講ずること。

ア 貯湯槽内部の汚れ等の状況について 随時点検し、墨田区規則(以下「規則」 という。)で定めるところにより、定 期的に清掃及び消毒を行うこと。

## イ 〔略〕

〔同左〕

## ア~ウ 〔略〕

エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

## オ 〔略〕

〔新設〕

\_\_ <u>前3号</u>の規定による清掃、消毒、検査 等の実施状況を記録し、3年間保存する こと。

~(30) 〔略〕

(31) ろ過器等を使用して浴槽水を循環させ る場合には、次の構造設備の基準による こと。

ア~カ 〔略〕

キ 気泡発生装置、ジェット噴射装置そ の他の微小な水粒を発生させる設備を 設ける場合には、点検、清掃及び排水 を行うことができる構造であること。

(32)~(38) 〔略〕

(39) 7歳以上の男女を混浴させないこと。 (40)・(41) 〔略〕

2 法第3条第2項の規定による条例で定め る措置の基準のうち、その他の公衆浴場の 営業者が講じなければならない措置の基準 は、第1号に規定する公衆浴場にあっては 前項第3号、第5号から第17号まで、第 38号及び第39号に規定する基準、第2 号に規定する公衆浴場にあっては前項第3 号から第19号まで、第21号、第23号、 第26号、第28号、第29号及び第31 号から第39号までに規定する基準のほか、 次の各号に掲げる公衆浴場の区分に応じ、 当該各号に定めるとおりとする。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等 に関する法律(昭和23年法律第122 号)第2条第6項第1号に該当する公衆 浴場

ア~キ 〔略〕

ク 午前0時から午前6時までの時間に おいて営業を行わないこと。

ケ~ソ 〔略〕

前号に規定する公衆浴場以外の公衆浴 場

ア~オ 〔略〕

カ 屋外に浴槽を設けるときは、前項第 30号の規定に準じた構造とすること。

3 〔略〕

(基準の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、普通公衆 | 第5条 前条の規定にかかわらず、普通公衆

\_\_ 前2号の規定による清掃、消毒、検査 等の実施状況を記録し、3年間保存する こと。

~(29) 〔略〕

(30) [同左]

ア~カ 〔略〕 〔新設〕

(31)~(37) 〔略〕

(38) 10歳以上の男女を混浴させないこと。 (39)・(40) 〔略〕

2 法第3条第2項の規定による条例で定め る措置の基準のうち、その他の公衆浴場の 営業者が講じなければならない措置の基準 は、第1号に規定する公衆浴場にあっては 前項第3号、第5号から第16号まで、第 37号及び第38号に規定する基準、第2 号に規定する公衆浴場にあっては前項第3 号から第18号まで、第20号、第22号、 第25号、第27号、第28号及び第30 号から第38号までに規定する基準のほか、 次の各号に掲げる公衆浴場の区分に応じ、 当該各号に定めるとおりとする。

[ 同左]

ア~キ 〔略〕

ク 午前0時から日出時までの時間にお いて営業を行わないこと。

ケ~ソ 〔略〕 [ 同左]

ア~オ 〔略〕

カ 屋外に浴槽を設けるときは、前項第 29号の規定に準じた構造とすること。

3 〔略〕

[同左]

浴場の営業者にあっては<u>同条第1項第20</u>号、第24号、第25号及び第27号に規定する基準について、同条第2項第2号に規定するその他の公衆浴場の営業者にあっては<u>同条第1項第19号</u>に規定する基準について、土地の状況、建物の種類、営業施設の規模その他特別の理由によりこれらの基準により難い場合であって、かつ、公衆衛生上支障がないと区長が認めるときは、これらの基準によらないことができる。

浴場の営業者にあっては<u>同条第1項第19</u>号、第23号、第24号及び第26号に規定する基準について、同条第2項第2号に規定するその他の公衆浴場の営業者にあっては<u>同条第1項第18号</u>に規定する基準について、土地の状況、建物の種類、営業施設の規模その他特別の理由によりこれらの基準により難い場合であって、かつ、公衆衛生上支障がないと区長が認めるときは、これらの基準によらないことができる。

## 付 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第4条第1項第11号の 改正規定(「手拭い」を「タオル」に改める部分に限る。)、同項第30号に次の ように加える改正規定、同条第2項第1号クの改正規定及び次項の規定は、令和3 年10月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に公衆浴場法(昭和23年法律 第139号)第2条第1項の規定により、公衆浴場の経営の許可を受けている営業 施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後 の第4条第1項第31号キの規定は適用しない。ただし、前項ただし書に規定する 日以後に、営業施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、 この限りでない。